平成２４年（フ）第１５号
千葉県長生郡長南町豊原423番地
破産者　株式会社豊原設備工業
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
沖縄県那覇市小禄５丁目16番地３　コラボⅡ２－Ｃ
破産者　中村　重満
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第６号
石川県七尾市白浜町14番地３
破産者　株式会社ジャパン・イマジネーション・フーズ西日本本社
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第３３６２号
札幌市白石区本通９丁目南７番19号
破産者　久野電気株式会社
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１０７号
札幌市東区本町１条５丁目６番５号
破産者　有限会社光電翔二一
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０号
北海道様似郡様似町字鵜苫254番地
破産者　株式会社竹中運輸
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
岩手県奥州市水沢区字立町42番地
破産者　株式会社鈴安
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第９８６号
仙台市青葉区立町25番５―301号
破産者　有限会社ぎよくほう
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６３６号
仙台市青葉区折立４丁目14番２号
破産者　有限会社スーパーたけや
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９４号
栃木県那須塩原市南郷屋４丁目13番１、商業登記簿上の所在地栃木県那須塩原市塩原610番地５
破産者　有限会社つくし亭
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第３２号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙79番地３　染谷貸家５号、前住所栃木県那須郡那須町大字寺子丙79番地３　大垣アパート５号
破産者　菊地美由紀
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第４０２号
東京都中央区京橋２－５－４　日の出ビル４Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿２丁目６番１号
破産者　サイトーオフィス・コンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１１号
静岡県浜松市中区西丘町328番地
破産者　セキエイ塗建有限会社
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１５６５号
名古屋市北区西味鋺３丁目218番地
破産者　有限会社薩摩工務店
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７３２号
愛知県瀬戸市窯元町171番地の46
破産者　有限会社赤津土木
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７号
三重県松阪市西町283番地
破産者　株式会社第一水道工業所
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３２号
三重県松阪市茅原町1104番地
破産者　中村　孝司
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３３号
三重県松阪市嬉野黒野町831番地
破産者　有限会社玉野設備
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２９６号
三重県四日市市富田一色町31番26号、開始決定時の住所三重県四日市市伊坂台１丁目35番地
破産者　柴田　竜普
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
三重県四日市市八田２丁目４番19号
破産者　創進建設株式会社
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
三重県四日市市中川原１丁目５番36号　メゾンドールＣ棟105号室
破産者　伊藤　久浩
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係